鍋島系譜　坤

附
家傳
和書門
三四〇八〇 號
一五九 函
二九 架
二 冊
類
内閣文庫
和書 類
三四〇八〇 號
二 冊
一五七 函
二 架
（二ﾉ内）
内閣文庫
番號	和	34080
冊數	2 (2)	
函號	157	119
共二
第四

国立公文書館
National Archives of Japan

藤原氏
秀郷流
鍋島

元茂

初直元　三平　紀伊守　従五位下
鍋島信濃守勝茂か長男母ハ小西氏慶長
七年肥前国蓮池に生る十九年八月初
めて　台徳院殿に謁す時に十三才是年
證人として江戸にありて廩米千俵を

賜ふ後又勝茂封地肥前国佐嘉小城松
浦三郡の内において七万三千二百石餘を分
ちあたへ佐嘉城の西丸に住せしむ元和
三年ゆるしめらる領地にいたりの暇をたまふ
御盃及ひ助真の御刀を賜ひ祖父加賀守
直茂へは古歳によせらるゝの上意ありて大鷹
二据をたまふ五年十二月晦日従五位下紀
伊守に叙任同六年邸宅火災にかゝり
よりて時服三十領及ひ白銀二万三千二百
五十六両をたまふ寛永三年 一

大猷院殿御入洛御参内の時従ひたてまつり十
八年肥前国漂来にあつかりし耶蘇宗門の
賊徒蜂起せしによりて又勝茂か陣代として
かの地にいたり十五年二月廿七日父とともに
有馬の古城をせめ先登し城の出丸を
家とり放火す三月十日是を賞せられ
かく文字遣名の奉書をたまふ後
大猷院殿叙爵の御相伴し承應三年
十一月十一日卒す年五十三三月堂若珊祥
光院と号す麻布賢崇寺に葬る

室ハ宗家の臣鍋島主水茂里カ女

直能

初直宗　飛騨　飛騨守　加賀守

従五位下

寛永十七年二月十日はじめて見えたてまつる
大猷院殿に謁見す慶安元年十二月
二十八日従五位下に叙し加賀守に改む
承應三年十一月遺領を継後領地小城
郡に居所を営む明暦二年七月十二日
はじめて領地に行の暇をたまふ廿年小城
の館居といへる所に桜樹数株を植て
館居を更めて桜居となづく　七年
十二月二十八日致仕し元禄二年八月
二十六日卒す年六十八星巌と号し江徒
院と号す小城郡散分村の星巌寺に葬る
これ直能がかつて開基せし地なり
室ハ鍋島信濃守勝茂カ養女

直朗

左近　主水

宗家の臣鍋嶋主水茂興ヵ養子

直治

女子

大学

実ハ宗家信濃守勝茂ヵ女元茂ニ嫁ス後退テ宗家の臣鍋嶋市正直広ヵ妻と成

女子

実ハ宗家の臣多久長門茂辰ヵ女元茂ニ嫁ス後ハ退テ長瀬対馬守興貞ニ嫁ス

直将　早世

飛淳

女子

家臣田尻宮内興種ヵ妻

女子

松平丹後守光茂ヵ養女

元武

初直頼　久丸　式部　紀伊守

従五位下

延宝二年二月七日初テ　厳有院殿ニ

御いとまくたされつかはさる十三歳にて同年十二月二十六日
従五位下紀伊守に叙任し七年十二月
二十八日封を襲き柳間に候し後代々同し
天和二年八月二十二日はしめて領地より
国に暇をたまふ元禄六年七月五日奥詰と
成十五年二月六日是より後日々登営す
へきむね仰をかうふる宝永六年正月九日
奥詰をゆるさる正徳三年正月二十六日致仕
八月九日卒す年五十二法名桑元明普通院と
号す領地の玉竜寺に葬る

元敦
　大蔵
子孫家臣となる

某
　是淳
僧となる

能久
　観貞
家臣三浦杢助成治か養子

女子

某
佐膳

某
式部　早世

女子
松平丹後守吉茂か養女

元延
三平　飛騨守　加賀守　従五位下
宝永六年十一月二十八日[illegible]

文昭院殿に拝謁し十二月十八日従五位下
飛騨守に叙任し正徳三年正月二十六日封を
襲ぐ同年二月二十五日加賀守に改む五月
晦日卒す年二十七法号浄眼見性院と
号す葬地実性に同じ

実英
加賀守
兄元延か養子

直英

出雲　加賀守　従五位下
実ハ元武が三男
正徳元年五月嗣となる九月三日遺領を
継二十八日はしめて　有章院殿にまみえ
同年十二月十八日従五位下加賀守に叙任
享保元年正月十五日初めて領地にゆくの
暇をたまはる延享元年九月十二日卒す
年四十八帰山浄高希光院と号す
室ハ宗家の臣多久保縁茂文が女

女子
宗家の臣獨鴻主水茂和が妻

某
新之助　早世

女子
獨鴻備前当主帰が室

女子

女子

直貞

三次郎　紀伊守　従五位下
享保十一年生ル寛保元年六月朔日あと
しきく　有徳院殿え初謁同十二月
十九日従五位下紀伊守ニ叙任延享元年
十二月三日遺領を継三年同月十八日はし
めて領地ニ行の暇を賜ふ　明和元年
十二月十三日致仕同安永九年六月二十四日
卒同年五十五號純浄一法眼院と号
葬地元武小におなし
室ハ松平丹後守宗教ノ養女

女子
直昭
　大和
宗家の臣渡邊山城直旅ノ養子
能條
　靱負
家臣三浦靱負能登ノ養子
維種
　監物
家臣岡尾松庵某ノ養子

女子

女子
家臣水町典膳公忠ヵ妻

女子
家臣園田吉左衛門忠利ヵ妻

女子
宗家ノ臣諫早豊前茂成ヵ妻

女子
家臣太田縫殿之助増桓ヵ妻

直嵩
孫三郎　早世

女子
松平肥前守治茂ヵ養女

直愈
初直喬　孫三郎　加賀守　従五位下
明和元年十二月十三日封を襲[illegible]七年
五月十五日はしめて
浚明院殿に謁え奉り十二月十八日
従五位下加賀守に叙任す安永元年

同月二十二日初て領地にゆくの暇をたまふ
寛政六年十月十八日致仕す
室ハ松平信濃守重茂が女

直賢
捨五郎　内匠　内記　伊豫守
溝口帶刀直益が養子

女子
家臣溝口内匠元溥が妻

女子
宗家の臣溝口山城直富が妻

直宣
与三郎　和泉守　備前守
溝口和泉守直懇が養子

女子
家臣溝口左近能完が妻

種信
監物
家臣田尻監物維積が養子

豊明
造酒

家臣西頼母豊恭か養子

女子
家臣野口慶之助能賢か妻

直知
麟 太三郎
寛政六年十月十八日封を襲 肥前国の内に
おゐて七万三千二百石余を領し小城に居住
[illegible]

某
昌右衛門

女子

某
菊丸

某
鶴丸
家紋 入角の内茗荷丸 四目結

国立公文書館
National Archives of Japan

鍋嶋

直澄

千熊丸　加賀守　甲斐守　従五位下
改仕号　翁峯

鍋嶋信濃守勝茂か五男
母ハ　東照宮の御養女
元和元年肥前国佐嘉にて生る寛永十
二年十一月二十五日はしめて
大猷院殿に拝謁し　十二月晦日従

五位下甲斐守となり叙任に後又勝茂か
封地肥前国佐嘉神埼杵嶋松浦藤
津五郡の内にて五万二千六百石
緑を分ち与へらる佐嘉城の三丸に住
十四年肥前国有馬にて耶蘇宗
門の党徒蜂起せるにより又ゝ陣代と
して彼地に赴く十五年二月二十七日
又ゝたふ有馬の古城をせめ先登し
より二丸の出丸を乗とりて放火す二月
十日是を賞せられて父子連名の奉書

を給ふ十八年仰によりて松平下総守
忠明か女を娶るのち領地佐嘉郡蓮池
居所をいとなむ寛文六年二月二十八日
致仕し九年三月五日卒す年五十五歳
号宗眼正獻院と号す蓮池の宗眼寺に
葬る後代ゝ葬地とすこれ直澄か開基
の地なり
室は松平下総守忠明か女

直守

右近
家臣と成
直之
子熊丸　摂津　摂津守　従五位下
致仕号了實
明暦二年六月五日なしめらる
厳有院殿ヶ海ゝ之へ奉ゝ万治二年
十二月二十八日従五位下ニ叙ス寛文六年
二月二十八日封を襲柳間ニ候ス後代々
あなし七年に月二十五日なし免ゝ欣
地を弟の順をとゝ海ゝ宝永五年二月九日
致仕し享保十年に月二十八日卒ス年
八十三了圓宗勇要言院と号ス
室ハ宗家の臣諫早豊前茂敦ヶ女離婚ス
継室ハ松平丹後守光茂ヶ養女
之治
右馬
家臣深堀右近直守ヶ養子
女子
松平丹後守光茂ヶ養女

女子
之映
松理
家臣瑞鴻文左衛門貞恒ニ養子
女子
女子
重稱
甲斐守
兄重之ニ養子
之徳

熊之助
家臣ト成

重稱
初之紀　熊之助　主税　甲斐守
従五位下　致仕　号哲通
実ハ重滉ノ五男
元禄七年十二月廿日ニ兄重之ノ男ト為ル
ニ以テしも卒すニ付嗣ト成八年
二月十八日初テ　常憲院殿ニ拝謁ス

十三年十二月二十一日従五位下甲斐守に
叙任す 宝永五年二月九日封を襲く 六年
九月朔日ちゝし先ミ所他よ羽の職を
ゆるさる 享保二年七月九日致仕し 元文
元年五月二十八日卒す 年七十 哲通玄
瀞大慮院と号す
室は松平丹後守吉茂か養妹

某
千熊
早世

女子

女子

重富
勝之助
貞享元年五月十日初て
常憲院殿に拝謁す 元禄七年十二月朔日
父にさきたちて卒 年二十二 春渓定樹
忽院

之基
萬平

家臣蠣崎惣之助之徳ヵ養子

女子
蠣崎刑部少輔嫡男ニ婚を約し嫡男
卒して後松平信濃守宗茂ヵ養ニ遣
りし妹となる

直恒
初稱銑　大藏　主税　攝津守
従五位下
正徳四年八月十一日初て
有章院殿ニ御目見ス五年十二月

十八日従五位下攝津守ニ叙任し享保二年
八月九日封を継六月二十八日老して傾
地ニ移り隠居をなす寛延二年十月十六日卒
実ハ松平丹後守吉茂ヵ養女

女子
宗家の臣滝平不見茂候ヵ妻

某
熊之助

好古
条次郎

家臣中野八右衛門好志ヵ養子

称記

清当

家臣獨鴻修理之晨ヵ養子

豊房

右馬允

家臣岸五郎右衛門栄ヵ養子

盛隆

千九郎

家臣城宮重右衛門盛政ヵ養子

玄義

卯右衛門

家臣牟田重右衛門玄充ヵ養子

女子

家臣松枝善右衛門貞昌ヵ養女

女子

家臣中溝吉右衛門政貞ヵ妻

直興

初重賢　重之助　甲斐守　従五位下

寛延二年二月二十日遺領を継同月晦日
はしめて　惇信院殿に謁す
十二月十八日従五位下甲斐守に叙任し
宝暦元年十月十五日はしめて　領地
にゆくの暇を賜ふ七年五月二十九日卒す
年二十六鐵船廣濟大慈院と号す

喬良
鶴次郎
家臣渥美五郎太夫種良か養子

守尋
亀三郎
家臣牟田諸左衛門守陣か養子

女子
松平信濃守重茂か養女

女子
家臣中野八右衛門好古か養女

女子
家臣大塚六右衛門常芳か養女

忠寛
攝津守

兄忠興ヵ養子

女子

家臣瑞鴻大膳孫信ヵ養女

忠寛

虎八　満八　主税　摂津守

従五位下

実ハ忠恒ヵ次男

宝暦七年五月兄忠興ヵ嗣となる八年正月

二十七日遺領を継時ニ十三歳十二年九月十五日初て

浚明院殿ニ謁す八年より十二月十八日従五

位下摂津守ニ叙任す十二年正月十五日

はしめて領知ニ行の暇を給ふ安永

二年七月二十七日卒す年二十八海印道

法錯龍院と号す

実ハ松平丹後守宗教ヵ養女

女子

松平肥前守治茂ノ嫡を約しいまた嫁

せすして卒す

直温

初直候 常丸 直二郎 甲斐守

従五位下

安永三年八月七日遺領を継 肥前国の内にて五万二千六百石余を領し蓮池に居住

時年十歳 九年十二月朔日はしめて

浚明院殿に謁し奉る 天明元年正月

二十三日はしめて領地に行の暇を給ハる

二年十二月十八日従五位下甲斐守に叙任し

室ハ松平肥前守治茂か養女

女子

家紋 蘘荷丸 十二日足

[illegible]

初[illegible] 常水 [illegible] 甲斐守

[illegible]

安政[illegible]年八月十七日[illegible] [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

藤原氏
秀郷流
鍋島

直朝

初茂継　仁王　刑部大輔　和泉守
従五位下　致仕號紹龍
鍋島信濃守勝茂ヵ九男母ハ
東照宮の御養女
元和八年　肥前國佐嘉ニ生ル　寛永十年

鍋島孫平太正茂が養子となる十二年九月
朔日めしだされ　大猷院殿に拝謁し
時十六歳十七年十二月二十九日従五位下和泉守に
叙任し十九年さきに正茂が実子生れし
によりてふかく父がもとにかへりて後父か
所地肥前国彼杵郡の内において二万石
をわかちて鹿島に居住す
台徳院殿より正茂が父和泉守忠茂にた
まはる所の鬼包の鞍鐙并揚家物薙刀
等をゆづりうけ別家となる二十年五月十一日

めしだされ領地に行の暇を賜はる万治
三年松平丹後守光茂今年長崎の当番
たりし所病によりてゆかざるにより三月二十八日仰を
うけたまはりて光茂にかはりて彼地にゆく
寛文十二年十二月九日致仕宝永六年十一月
十九日鹿島において卒す年八十八号岳鉄
普明寺と号す彼地久保山村の普明寺に
葬るこれ妻は某やし采女之
室は宗家の臣鍋島隼人正茂顕が女

某
辰之助
宗家の臣勝屋勘右衛門康村か養子

格峯
傳之丞

直條
初直隆　伊賀　右京　備前守
従五位下
寛文十二年十二月二十一日たしめらる
厳有院殿に謁し十二月九日封を襲
柳の間に候すのち代々たりしく二十八日従
五位下備前守に叙任し延宝元年十二月
二十八日たしめらる領地に行の暇を賜ふ
宝永二年十二月晦日卒す年五十一泰嵩実
春正流院と号す二本松の廣岳院に葬る
室は松平丹後守光茂か養女

某
文九

某
中将

朋清　武助

朋則　左門

家臣ニ成

女子

女子

女子

女子

女子

朋英　中務　早世

女子

某　早世

某　英九　早世

女子

茂之　久松　早世

女子
宗家の臣鍋島周防茂之か妻

直恒

岩松 和泉守 刑部少輔 従五位下

宝暦二年六月五日遺領を継 時十歳 九月朔日はしめて常憲院殿にまみえ 六年十二月二十五日従五位下和泉守に叙任し 正徳元年八月十三日はしめて領地にゆくの暇をたまふ 享保十一年二月十八日刑部少輔にあらたむ 十二年十二月八日麻疹にて卒す年二十三 大年弥雄徳雲院と号す 彼地の普明寺に葬る 後なかし

某

亀之助

直武

多宮

直興

初直告 織部 備前守 従五位下

享保十三年十一月十六日遺領を継 時十一歳

十七年卯月朔日よりし免て
有徳院殿に拝謁す十二月十六日従五位下
侍従に叙任し二十年卯月十五日より免て
領地より収 將をあたふ宝暦十三年十一月
十六日致仕し明和七年十月五日康済有
年四十二泰山院運天祥院と号す
室ハ松平加賀守吉英か女

重年

千六郎

重熈

中務　和泉守　従五位下

実ハ松平信濃守宗蔵か十男宝暦九年
十一月十三日養子となる十三年十一月十六日
封を襲ぐ十二月朔日初めて浚明院殿に拝
謁し十八日従五位下和泉守に叙任し明和
二年六月朔日よりしゆつし 領地より収 七年
七月五日宗家信濃守宗蔵か嗣となる其
家を相続す

直亘

守三郎　和泉守　備前守　従五位下

実ハ鍋島紀伊守直貞が次男　明和八年十二月十一日先に直熙宗家を相続によりて其封を襲　肥前国の内二万石を領し鹿島に居住す　天明七年十月十四日初て浚明院殿にまみえ　同年十二月十六日従五位下和泉守に叙任　八年七月二十三日初て領地にゆく暇をたまふ　寛政元年七月十三日備前守にあらたむ

室ハ松平肥前守治茂が女

女子

女子
鍋島鱗太郎直知が婚を約す

家紋　蘘荷丸　牡丹

国立公文書館
National Archives of Japan

鍋島

忠茂

半助　和泉守　従五位下

鍋島加賀守直茂か二男母ハ石井兵部少輔
忠常か女
天正十二年肥前国佐嘉に生る慶長二年
五月豊臣太閤に謁す 時ニ十四歳 此年父とともに
朝鮮に赴き三年に至りて帰朝す
五年質として江戸に至り

東照宮ニ浮浪ニ而有付御ニより
台徳院殿ニ勤仕し御小姓と成下総国香
取郡矢作領の内ニおゐて御料五千石
を宛行ハる其後御諱字をあたへ忠茂と
名のり従五位下和泉守ニ叙任ニ十二年
病ニよりて職を辞し肥前国ニ赴き
蓮池小城ニ十五年兄勝茂か肥前国の
封地の内藤津郡小城郡にて二万石を分ち
与へ十六年十二月居所を鹿島ニ移ニ元和
七年家臣矢作ニ帰くこれより先忠茂
勢ニ向ふの附志津三郎兼氏の薙刀を
よひ井上某か虎皮鞍覆をたまひらく
常ニ小旗を用ゆ寛永元年八月四日卒ニ
年四十一法名浄頓浮龍院と号ニ下総
国香取郡上小川村の高通寺ニ葬る十二
室ハ宗家の臣江上源三郎家種か女

正茂
孫平太　後仕号　宗甫
慶長十四年生る

台徳院殿にまみえ奉り寛永元年遺領を
継七年病によりて封地をめし十九年
宗家信濃守勝茂の申こふて正茂にかへし
下の封地二万石を収めて直朝にあたふ
これによりて正茂ハ本領五千石を給ひて
のち御書院番に列し寛文二年十二月
二十七日致仕し貞享三年十一月十八日死す

茂久
右衛門

女子

茂貞

直朝
初茂継 仁王 刑部大輔 和泉守 従五位下
実ハ鍋島信濃守勝茂が九男母ハ
東照宮の御養女
寛永十年養子となる十九年正茂が実子
まうけしによりこふて父が跡をつぐ

某
亀鹿丸 早世

正恭　初親茂　与一郎　帯刀

女子

直旨　刑部　帯刀

女子

長功　潭右衛門　内匠

実ハ松平丹後守光茂ノ九男
元禄五年七月二十二日遺跡を継十一年十二月
七日家地を三河国宝飯額田江国敷地
豊田周智山名榛原七郡の内ニ移さる

某　早世

直恭　登之助

直弼　伴源太　内記　内膳　内匠

女子

女子

女子

直益

初直好　直太郎　帯刀

直貫

捨五郎　同正　同記　従五位下　伊豫守

実ハ瑞鶴紀伊守直員か三男

安永五年八月二十九日遺跡を継（時ニ十九歳　家紀五百石）
六年十一月六日遠江国榛原郡の采地を
割て三河国設楽郡の内にうつさる十二
月二十一日はしめて
浚明院殿にまみへ奉り天明元年十一
月二十八日中奥の御小性となる二年八月
二日従五位下伊豫守に叙任し五年八月
二十九日三河国宝飯郡の采地を遠江国
城東榛原両郡の内にうつさる寛政八年

六月二十三日勢を辞ス

直正　雄之助

女子

家紋　唐菱　日月　日足

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan